

桶川市議会議員の身上及び通称名等使用の届出に関する要綱

(平成27年11月12日議長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市議会議員（以下「議員」という。）の身上及び議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名（以下「通称名」という。）の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(議員履歴書)

第2条 議員は、その任期が開始した後速やかに、氏名、生年月日、現住所、本籍、電話番号、所属政党、職業、最終学歴等の身上について記載した桶川市議会議員履歴書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。ただし、既に提出されている履歴書の記載内容に変更がない場合はこの限りでない。

2 前項の履歴書に記載された個人情報については、本人の承諾があったもののみ公開する。

(通称名等使用の届出等)

第3条 議員は、第1条に規定する通称名又は旧姓（以下「通称名等」という。）を使用しようとするときは、通称名等使用届（様式第2号）を議長に提出し承認を得なければならない。

2 議長は、前項の使用届の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。

3 第1項に規定する使用届については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで（補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで）の間で、

議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き旧姓を使用しようとする場合は、この限りでない。

(通称名等の使用廃止)

第4条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

2 前項の廃止届の提出があったとき、及び前条の承認を得た議員が議長の職に就いたとき、又は議員の任期を満了したとき若しくは議員としての身分を喪失したときは、前条の承認は、その効力を失う。

(その他)

第5条 一般選挙後において議長が選出されていないときは、第2条から第4条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、身上及び通称名等使用等の届出に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、桶川市議会議員一般選挙施行日（平成27年11月15日）の翌日から施行する。